

# 春日井市国民健康保険 運営協議会資料

平成26年7月18日開催

# 目 次

## 春日井市国民健康保険事業の状況について

1 被保険者等の状況 .....	1
2 医療費の状況 .....	3
3 保険税の収納状況 .....	5
4 平成25年度決算見込 .....	6
5 平成26年度保険税率等の状況 .....	7
6 平成26年度課税状況 .....	8
7 特定健診等の実施状況 .....	10
8 国民健康保険税条例の保険税減額の規程の改正について...	12

# 春日井市国民健康保険事業の状況について

本市の国民健康保険事業は、経済情勢や社会環境が変化し、急速な少子高齢化が進展する中、制度の多くの変遷を経て、誰もが安心して医療を受けられる事業運営に努めてきた。しかし、医療技術の高度化や高齢化のさらなる進行などに伴う医療費の増加や、経済状況の低迷による国保税収の減少などにより、多額の赤字額を計上する厳しい財政状況が続いている。こうしたことから、昨年4月に保険税の改定を実施したところである。

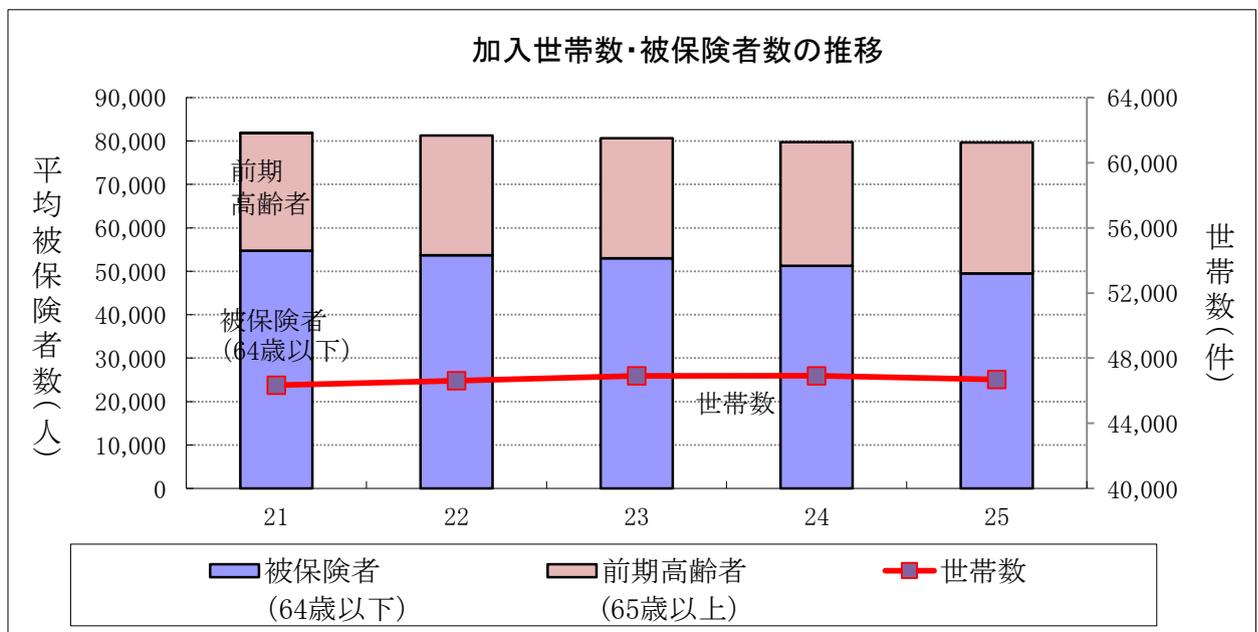
## 1 被保険者等の状況

被保険者数が年々減少する一方で、65歳から74歳までの前期高齢者は大幅に増加するとともに、雇用状況の悪化による収入の不安定な被保険者や無職者の加入が増加をしており、構造的な課題がさらに顕著になっている。

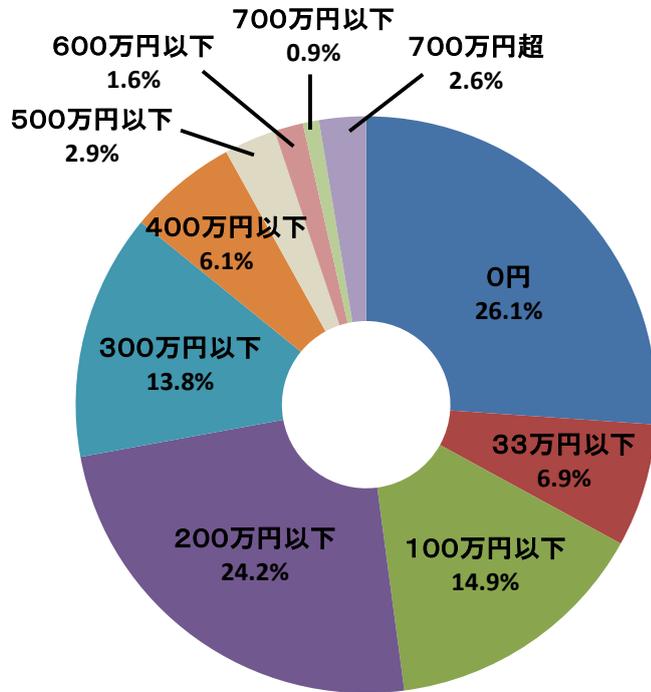
また、加入世帯の約7割は所得200万円以下となっている。

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年4月末
平均世帯数(件)	46,339	46,610	46,905	46,919	46,679	46,889
平均被保険者総数(人)	81,847	81,284	80,639	79,751	79,660	81,859
一般被保険者	78,042	77,545	76,885	76,686	76,291	78,026
うち前期高齢者	27,077	27,561	27,655	28,476	30,148	32,041
退職被保険者	3,805	3,739	3,754	3,065	3,369	3,833

※各年度の数値は、当年3月から翌年2月までの平均値です。  
 (例：25年度の場合、25年3月から26年2月の平均値です。)



### 平成25年度加入世帯の所得階層別グラフ



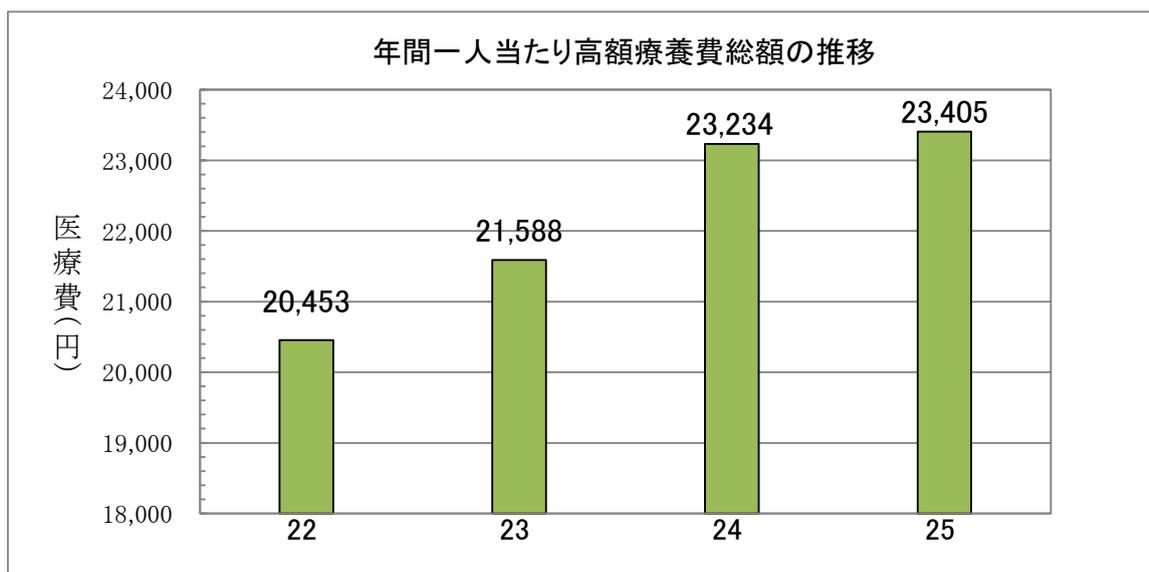
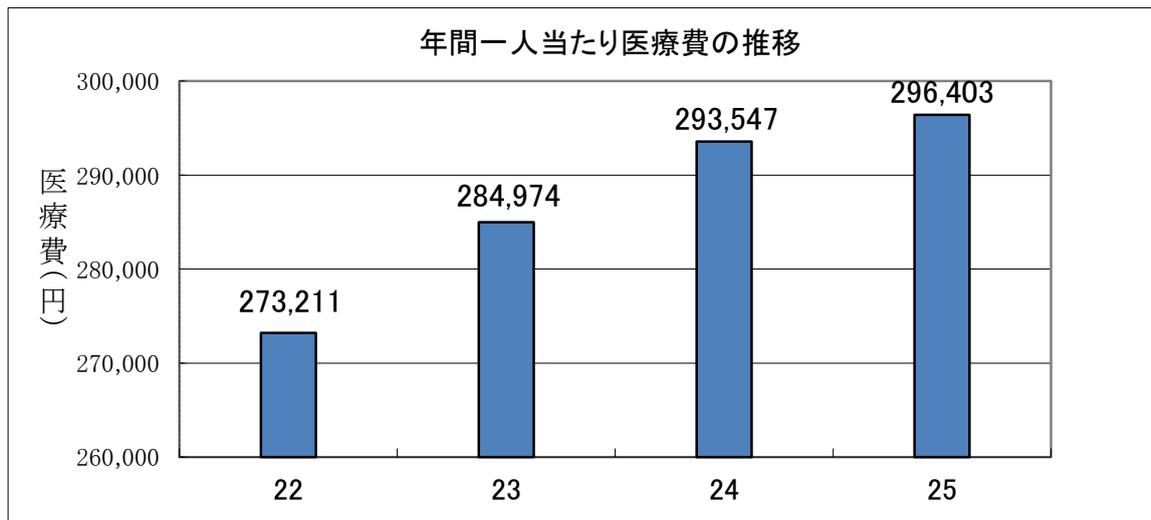
所得 0円の世帯 全世帯の 26.1% (12,189世帯)  
所得 200万円以下の世帯 全世帯の 72.1% (33,641世帯)

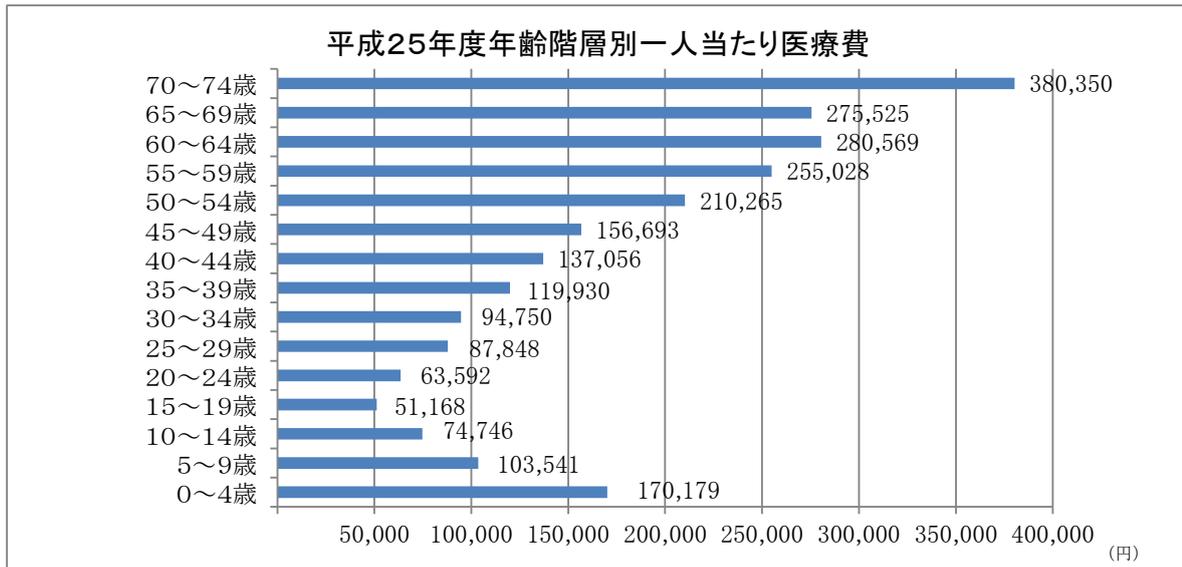
## 2 医療費の状況

総医療費及び年間1人当たり医療費は、医療技術の高度化や高齢な被保険者の加入割合の増加とともに毎年増加傾向にあるものの、その増加の割合は平成24年度以降、鈍化してきている。

区 分	22年度		23年度		24年度		25年度	
	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)
総 医 療 費 (百万円)	22,208	3.2	22,980	3.5	23,411	1.9	23,611	0.9
高額療養費総額(百万円)	1,663	8.2	1,741	4.7	1,853	6.4	1,864	0.6
年間1人当たり医療費(円)	273,211	4.0	284,974	4.3	293,547	3.0	296,403	1.0
年間1人当たり高額療養費(円)	20,453	8.9	21,588	5.5	23,234	7.6	23,405	0.7

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。





一人当たり医療費の最も低い階層「15～19歳」に比べて、最も高い階層「70～74歳」は、その7.4倍となっており、一人当たり医療費は、年齢が高くなるにつれて増加している。

\* 調剤、食事療養、訪問看護を除く。

### 3 保険税の収納状況

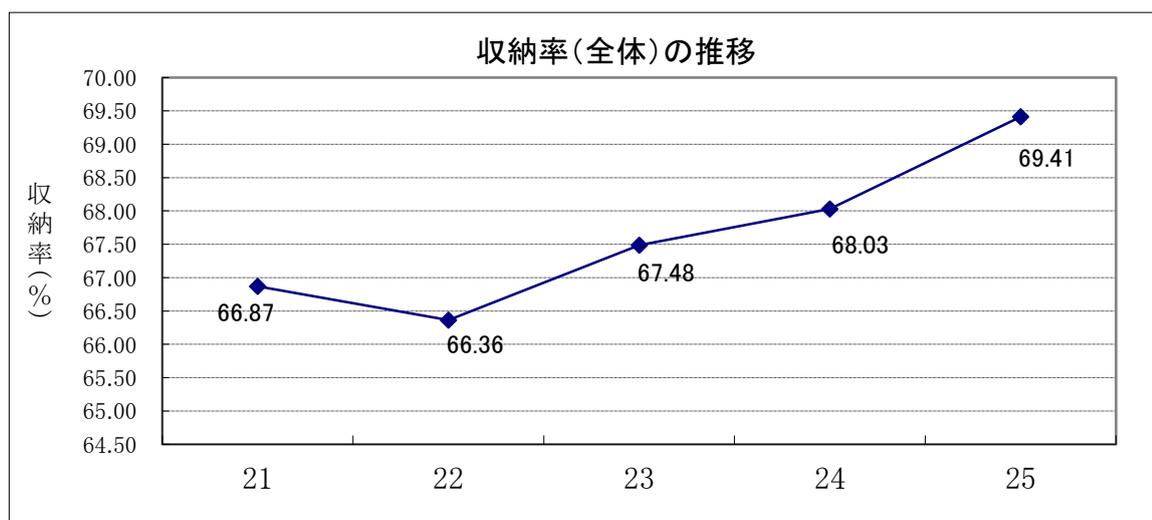
平成25年度の現年課税分については、平成25年4月に実施した保険税の改定により、調定額では5.9%の増加、収入額では6.4%の増加となっている。また、収納率は前年度に比べて0.45ポイント上昇しており、4年続けての上昇が見込まれる。

平成25年度の滞納繰越分については、国保推進員による積極的な納税勧奨や税務署OB職員の配置による効果もあり、収納率は前年度に比べて1.95ポイント上昇しており、昨年度に引き続き、向上している。

今後も、国民健康保険推進員の収納促進活動や短期証交付に伴う納税相談、財産調査や差押えの実施など、効率的で持続可能な収納活動に努めていくものである。

(単位:千円、%)

区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度見込
現年課税分	調定額	8,689,662	8,123,165	8,055,735	7,985,813	8,458,181
	収納額	7,822,847	7,339,298	7,310,817	7,281,366	7,750,171
	収納率	90.02	90.35	90.75	91.18	91.63
	不納欠損額	929	10	166	2,205	4,504
滞納繰越分	調定額	3,419,109	3,337,250	3,134,174	3,095,013	3,176,378
	収納額	273,962	266,231	240,651	256,781	325,640
	収納率	8.01	7.98	7.68	8.30	10.25
	不納欠損額	642,826	696,693	480,904	334,920	586,443
全収納率		66.87	66.36	67.48	68.03	69.41



## 4 平成25年度決算見込

### (1) 歳入

(単位:千円)

科 目	24年度決算	25年度決算見込	増減額	前年比	
1 国民健康保険税	7,538,147	8,075,811	537,664	7.1 %	
2 国庫支出金	5,187,112	5,032,359	▲ 154,753	▲ 3.0 %	
3 療養給付費等交付金	1,116,072	1,330,884	214,812	19.2 %	
4 前期高齢者交付金	8,024,585	8,745,438	720,853	9.0 %	
5 県支出金	1,403,291	1,402,388	▲ 903	▲ 0.1 %	
6 共同事業交付金	2,579,394	2,472,397	▲ 106,997	▲ 4.1 %	
7 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	782,126	869,085	86,959	11.1 %
	基盤安定保険者支援分	182,404	184,511	2,107	1.2 %
	財政安定化支援事業	111,630	110,391	▲ 1,239	▲ 1.1 %
	事務費等繰入金	91,365	45,085	▲ 46,280	▲ 50.7 %
	出産育児一時金	109,521	108,104	▲ 1,417	▲ 1.3 %
	その他繰入金	819,277	1,115,578	296,301	36.2 %
小 計	2,096,323	2,432,754	336,431	16.0 %	
8 諸 収 入	47,948	62,654	14,706	30.7 %	
合 計	27,992,872	29,554,685	1,561,813	5.6 %	

### (2) 歳出

(単位:千円)

科 目	24年度決算	25年度決算見込	増減額	前年比	
1 総 務 費	107,126	70,713	▲ 36,413	▲ 34.0 %	
2 保 険 給 付 費	療養給付費等	17,412,800	17,572,392	159,592	0.9 %
	高額療養費	1,856,226	1,866,694	10,468	0.6 %
	出産育児一時金	164,651	162,155	▲ 2,496	▲ 1.5 %
	葬 祭 費	20,450	22,300	1,850	9.0 %
	小 計	19,454,127	19,623,541	169,414	0.9 %
3 後期高齢者医療支援金	3,978,618	4,112,708	134,090	3.4 %	
4 前期高齢者納付金	4,206	4,187	▲ 19	▲ 0.5 %	
5 老人保健拠出金	2,228	151	▲ 2,077	▲ 93.2 %	
6 介護納付金	1,597,547	1,683,597	86,050	5.4 %	
7 共同事業拠出金	2,567,487	2,543,787	▲ 23,700	▲ 0.9 %	
8 保健事業費	258,749	260,076	1,327	0.5 %	
9 諸支出金	394,600	254,663	▲ 139,937	▲ 35.5 %	
10 前年度繰上充用金	1,282,873	1,654,689	371,816	29.0 %	
合 計	29,647,561	30,208,112	560,551	1.9 %	

実質収支額	▲ 1,654,689	▲ 653,427	1,001,262
-------	-------------	-----------	-----------

## 5 平成26年度保険税率等の状況

平成26年度の保険税率等については、高齢化による医療費の増加や、長引く景気低迷に伴う税収の減少から、年々厳しさを増しており、財政基盤を強化するため平成24年11月に運営協議会で答申をいただき、平成25年度から、次のとおりとしている。

	区 分	税 率 等	改 定 時 期
医療保険分	所得割（課税対象額に対して）	5.1%	平成25年度
	資産割 （固定資産税のうち、土地・家屋分に対して）	20.0%	
	均等割（被保険者1人あたり）	24,500円	
	平等割（1世帯あたり）	25,100円	
	課税限度額（法定 510,000円）	510,000円	平成24年度
後期高齢者 支 援 分	所得割（課税対象額に対して）	1.8%	平成25年度
	資産割 （固定資産税のうち、土地・家屋分に対して）	5.0%	平成20年度
	均等割（被保険者1人あたり）	9,900円	平成25年度
	平等割（1世帯あたり）	9,000円	平成20年度
	課税限度額（法定 160,000円）	140,000円	平成24年度
介護保険 2号分	所得割（課税対象額に対して）	1.1%	平成25年度
	資産割 （固定資産税のうち、土地・家屋分に対して）	5.0%	平成12年度
	均等割（被保険者1人あたり）	9,700円	平成25年度
	平等割（1世帯あたり）	7,000円	
	課税限度額（法定 140,000円）	120,000円	平成24年度

## 6 平成26年度課税状況

経済の長期低迷による雇用の減少により、失業中や所得の少ない方の国保加入が増加したことから、平成24年度までの保険税調定額は、年々減少傾向となっていたが、平成25年度は、税率の改正により調定額が約5億8,400万円の増加となった。

平成26年度においても、限度超過額や法定減額を差し引く前の額（下表合計欄）はほぼ横ばいとなっているが、地方税法施行令の改正により、減額対象基準の拡大が図られ、特に5割法定減額による額が約2.2倍となったことを要因として、調定額は減少している。

※平成26年4月の減額対象基準の拡大内容

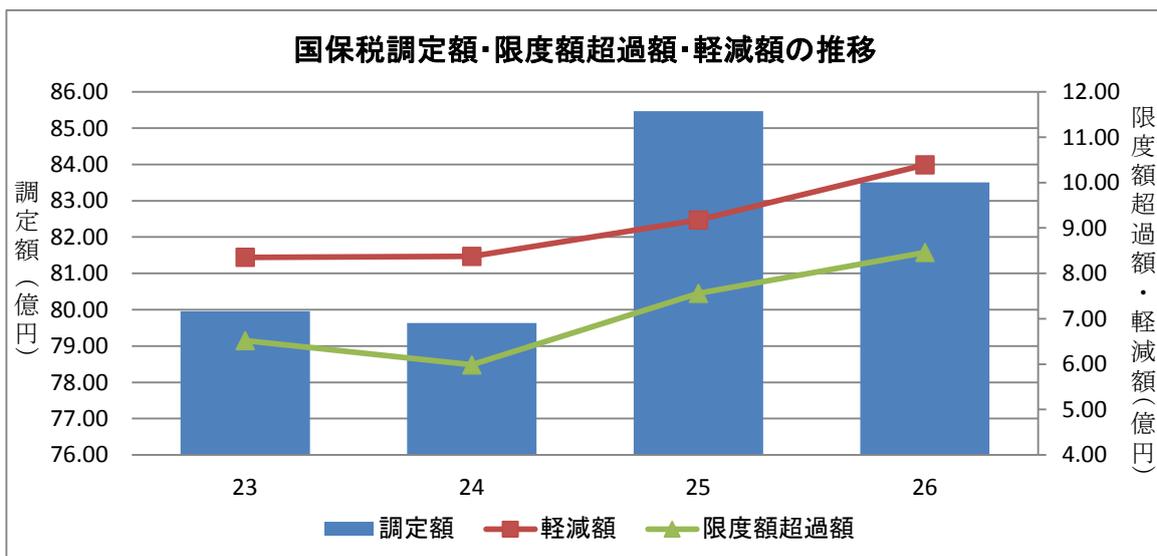
	平成25年度	平成26年度
5割減額	33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主) 以下	33万円+24.5万円×被保険者数 以下
2割減額	33万円+(35万円×被保険者数) 以下	33万円+(45万円×被保険者数) 以下

### (1) 課税状況

(単位:千円)

項 目		23年度	24年度	25年度	26年度	
応能割	所得割額	4,133,209	4,090,660	4,612,265	4,713,679	5,522,339
	資産割額	914,506	884,502	806,771	808,660	
応益割	均等割額	2,842,067	2,828,653	3,063,927	2,990,851	4,713,313
	平等割額	1,592,634	1,595,798	1,737,837	1,722,462	
合計額		9,482,416	9,399,613	10,220,800	10,235,652	
限度額超過額		651,534	598,663	756,123	845,536	
7割減額		578,451	579,803	633,960	622,241	1,039,055
5割減額		103,489	100,748	114,313	248,766	
2割減額		102,484	105,596	117,125	118,067	
その他の減額 ※		50,805	51,577	52,592	49,981	
調定額(4月1日現在)		7,995,653	7,963,226	8,546,687	8,351,061	

※ その他の減額は、特定世帯に対する減額。

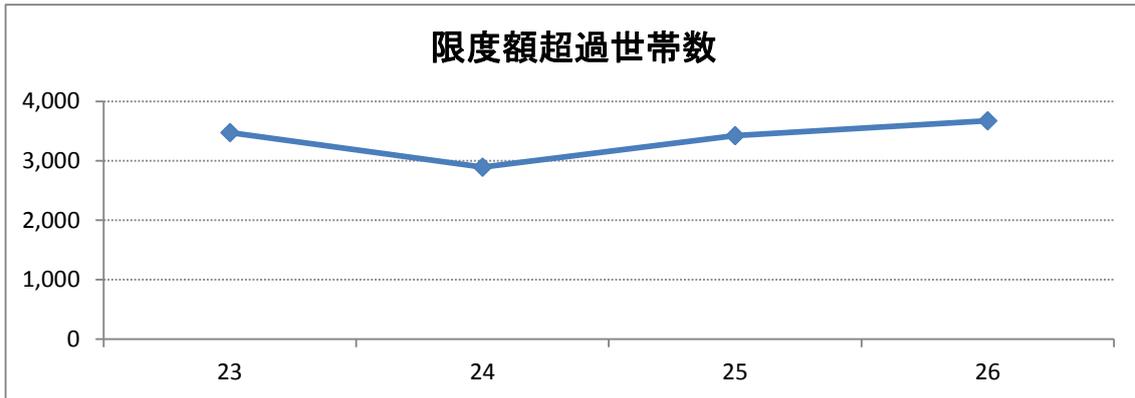


(2) 限度額超過世帯数

(単位:件)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度
限度額超過世帯数	3,477	2,895	3,425	3,675
限度額	73万円	77万円	77万円	77万円

※限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分の延べ世帯数

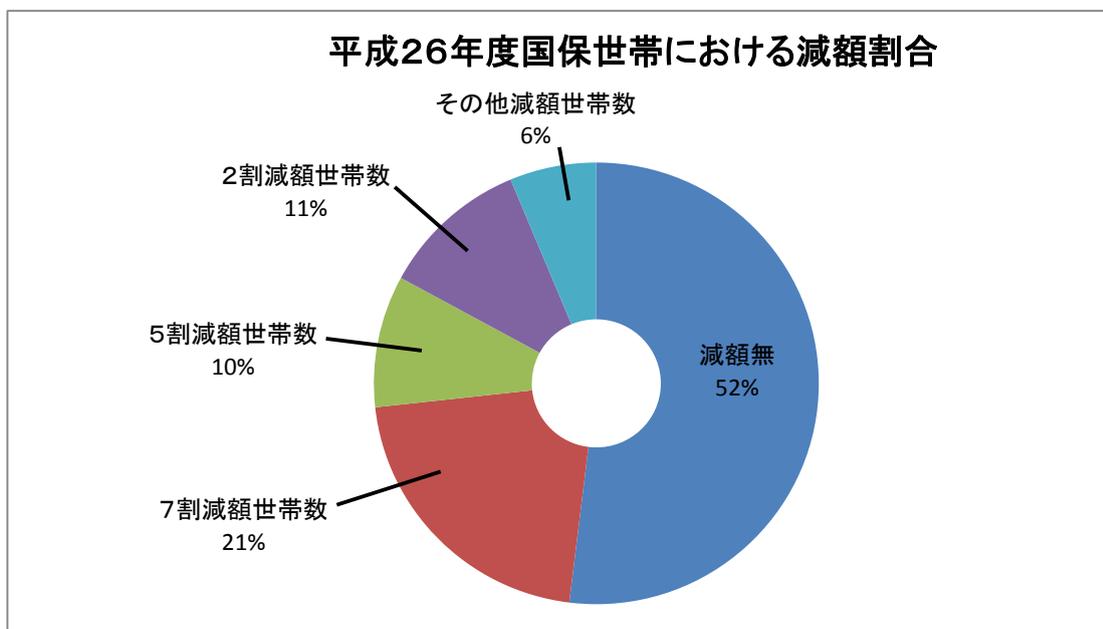


(3) 減額世帯数

(単位:件)

項目	23年度	24年度	25年度	26年度
7割減額世帯数	9,965	10,014	10,085	10,000
5割減額世帯数	1,728	1,704	1,769	4,528
2割減額世帯数	4,960	5,112	5,264	5,054
計	16,653	16,830	17,118	19,582
その他減額世帯数 ※	3,113	3,138	3,166	2,952
合計	19,766	19,968	20,284	22,534

※ その他減額は、特定世帯に対する減額



## 7 特定健診等の実施状況

生活習慣病の予防を始め、早期発見・早期治療、重症化の予防を図るため、平成20年度から40歳から75歳までの方を対象に、特定健診、特定保健指導を実施している。

特定健診や特定保健指導の実施率は、電話による受診勧奨や訪問指導など、未受診者への取組みにより着実に増加している。

なお、平成25年3月には、これまでの5年間の成果や課題を分析・評価し、平成25年度からの5年間の具体的な目標として、第2期実施計画を策定した。

### (1) 実施目標 「春日井市特定健康診査等実施計画(第2期)」(平成25年4月策定)より

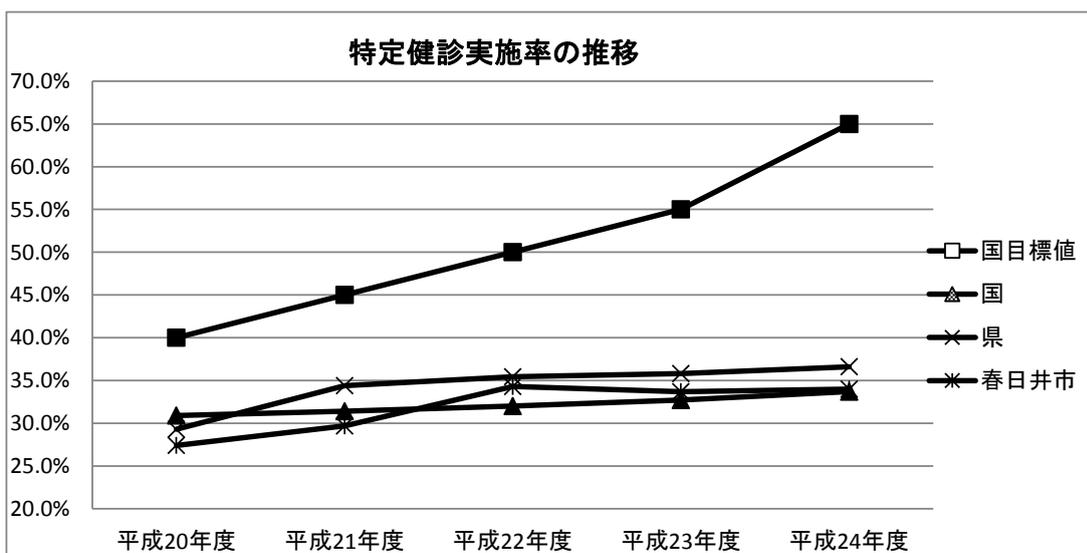
項目	年度				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診目標実施率	35%	38%	42%	46%	50%
特定保健指導目標実施率	20%	25%	30%	35%	40%

### (2) 受診状況

[ 特定健康診査 ] (法定報告ベース)

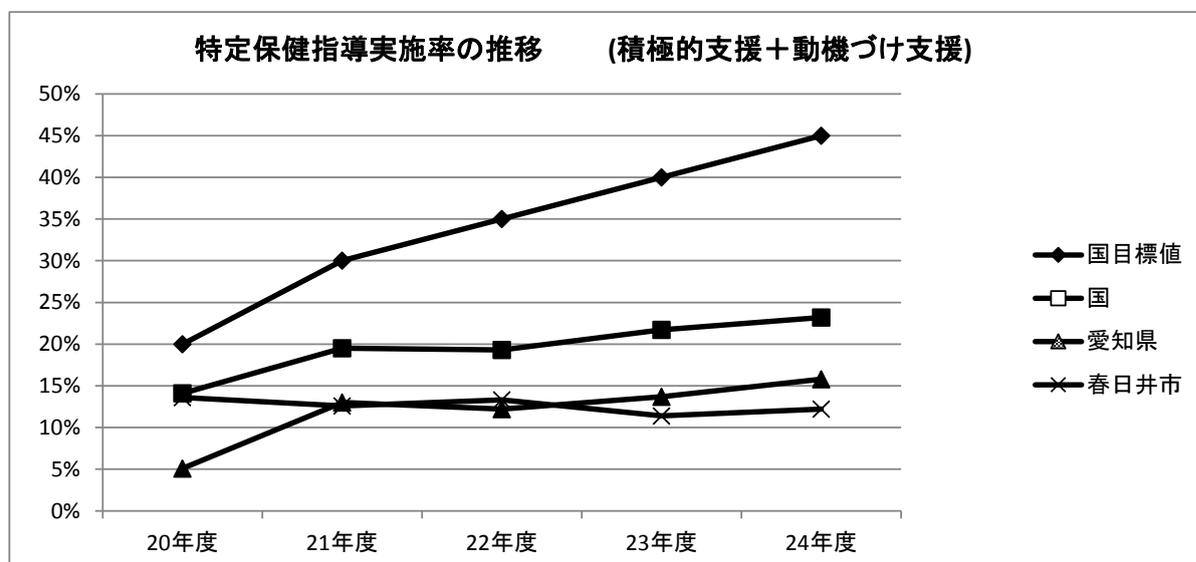
項目		算出方法	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度見込み	増減率
春日井市	対象者数①		50,598 人	51,442 人	52,051 人	52,198 人	52,433 人	52,793 人	100.7%
	受診者数②		13,855 人	15,291 人	17,853 人	17,568 人	17,831 人	18,201 人	102.1%
	実施率 ③	$(② \div ①) \times 100$	27.4 %	29.7 %	34.3 %	33.7 %	34.0 %	34.5 %	101.4%
愛知県の実施率			29.3 %	34.4 %	35.4 %	35.8 %	36.6 %		
国の実施率			30.9 %	31.4 %	32.0 %	32.7 %	33.7 %		
春日井市の目標実施率			40 %	45 %	50 %	55 %	65 %		

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方。



〔特定保健指導〕（法定報告ベース）

項目		算出方法	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度見込み	増減率
春日井市	対象者数								
	積極的支援④		384人	446人	556人	458人	446人	362人	81.2%
	動機付支援⑤		1,492人	1,435人	1,749人	1,596人	1,506人	1,545人	102.6%
	合計⑥	④ + ⑤	1,876人	1,881人	2,305人	2,054人	1,952人	1,907人	97.7%
	保健指導利用者数⑦		255人	237人	306人	234人	238人	352人	147.9%
	実施率⑧	(⑦÷⑥)×100	13.6%	12.6%	13.3%	11.4%	12.2%	18.5%	151.4%
愛知県の実施率			5.1%	13.0%	12.2%	13.7%	15.8%		
国の実施率			14.1%	19.5%	19.3%	21.7%	23.2%		
春日井市の目標実施率			20%	30%	35%	40%	45%		



※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者。

※ 「保健指導利用者数」は、4月1日から翌年9月30日まで国保に継続加入している保健指導利用者。

(3) 受診率向上対策

年度	実施内容
平成20年度	特定健康診査の集団健診開始
平成21年度	統一受診券(特定健康診査とがん検診の受診券を同時発送)開始 特定健康診査未受診者へ受診勧奨ハガキ郵送開始 特定保健指導未利用者へ電話による受診勧奨開始
平成22年度	特定健康診査未受診理由等のアンケート調査実施
平成23年度	事業主健診等実施者へ健診結果データ提供依頼開始
平成24年度	保険医療年金課窓口来課者へ口頭受診勧奨開始
平成25年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問開始
平成26年度	特定健診未受診者へ電話架電での受診勧奨および未受診理由把握実施予定 65歳～70歳特定健康診査未受診者への受診勧奨訪問開始予定

## 8 国民健康保険税条例の保険税減額の規程の改正について

地方税法施行令の一部改正(平成26年政令第132号。平成26年4月1日施行)に伴い、国民健康保険税条例の保険税減額の規定を専決処分した。

改正内容は以下のとおり。

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定における被保険者数の数に世帯主を含め、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者数の数に乗すべき金額を450,000円に引き上げる措置を講じた。

(第21条関係)

施行日 平成26年4月1日

### 改正の概要

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行う。

- 7割減額 33万円(改正なし)
- 5割減額
  - (平成25年度まで)  $33万円 + 245,000円 \times (\text{被保険者数} - \text{世帯主})$  以下
  - (平成26年度から)  $33万円 + 245,000円 \times \text{被保険者数}$  以下
- 2割減額
  - (平成25年度まで)  $33万円 + 350,000円 \times \text{被保険者数}$  以下
  - (平成26年度から)  $33万円 + 450,000円 \times \text{被保険者数}$  以下